

A I を活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業委託業務仕様書

1 概要

(1) 業務名

A I を活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業委託業務（以下、本業務という。）

(2) 事業の背景及び目的

広島県では、「令和6年度英語教育実施状況調査」によると、中学校段階におけるC E F R A 1 レベル相当以上の英語力を取得又は有すると思われる生徒の割合、高等学校段階におけるC E F R A 2 レベル相当以上の英語力を取得又は有すると思われる生徒の割合が、いずれも全国平均と比較して下回っている。

また、中学校においては「令和6年度全国学力・学習状況調査」の学校質問から、授業における言語活動のうち、「聞くこと」「読むこと」の言語活動に比べ、「話すこと [やり取り]・[発表]」「書くこと」の言語活動が少ない傾向が見られた。高等学校においては、「令和6年度英語教育実施状況調査」から、授業中教員が発話の50%以上を英語で行っている学校の割合は全国平均値を下回っている現状である。

このような現状及び課題の解決を図るため、広島県教育委員会では、令和7年度に文部科学省の「A I の活用による英語教育強化事業」を受け、授業の中で生徒の英語による言語活動時間を増加させ、英語力の向上及び学習意欲の向上を図ることを目的に生成A I を積極的に活用した。これらの取組により、生徒の発話量が増加するとともに、発話内容が充実するなど、一定の成果が得られた一方で、教員が生徒の学習状況を把握し、的確なフィードバックを十分に行えていなかったり、生徒は生成A I とのその場限りの会話に終始し、単元目標等の達成に向けた主体的な学びに至っていなかったりする状況が見られた。

そこで、令和8年度は、文部科学省の「A I を活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業」を受け、「話すこと」「書くこと」の領域において、①A I 活用による教員の指導力の向上、②児童生徒の自己調整学習への活用、③A I を組み込んだ年間を通した指導計画のモデル開発と授業改善、④地域の魅力発信等の発信力強化に取り組み、教員や外国語指導助手による指導と生成A I 活用との効果的な組み合わせについて実証研究を行うこととしている。

実証研究の実施に当たり、生成A I を搭載したスピーキング及びライティングの機能を有するアプリの導入及び当該アプリの活用支援、活用結果の整理・分析が必要である。

(3) 委託範囲

文部科学省の「A I を活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業」により実施する本県の事業のうち、次の業務を再委託することとする。

- ア 生成A I を搭載したスピーキング及びライティング機能を有するアプリの提供
- イ 県職員及びモデル校の教員への研修の実施
- ウ モデル校の生徒の活用状況及び発話・記述記録等の提供
- エ 実証研究のための資料収集及び提供

2 契約期間

契約締結日から令和9年1月31日（日）

3 委託内容

(1) 生成A I を搭載したスピーキング及びライティング機能を有するアプリの提供

ア アプリ機能サービス要件

(ア) 基本要件

- ① クラウド配信型のサービスであり、アカウントを付与された者が校内外においてサービスにアクセスし、モデル校及び各家庭において利用可能であること。
- ② ChromeOS、Windows、iOS に対応していること。
- ③ Chrome、Microsoft Edge、Safari 等の標準的なブラウザにより利用可能であること。
- ④ 複数の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校において、活用実績があること。
- ⑤ モデル校の教員及び生徒等が授業で一斉に実施できるとともに、生徒が家庭等で個別に使用することも可能であること。
- ⑥ 学習指導要領・教科書対応
 - A 学習指導要領に準拠した学習が可能であること。
 - B 中学校及び義務教育学校については、モデル校で使用する教科書（東京書籍、三省堂、開隆堂）に準拠した学習が可能であること。
- ⑦ 発注者からメールアドレスの提供がなくても、生徒用のアカウントが発行できること。
- ⑧ サービスの内容は、「初等中等教育段階における生成A I の利活用に関するガイドライン Ver. 2.0.」（文部科学省 令和6年12月26日）に沿ったものとする。
- ⑨ 生徒が入力した情報が、生成A I の機械学習に用いられないなど、生徒のプライバシー保護やセキュリティ対策が保持されていること。
- ⑩ 受託者が生徒の個人情報※を扱うことに伴い、クラウド上の環境が ISO/IEC27017（クラウドサービスの情報セキュリティ）又は ISO/IEC27018（クラウドサービスにおける個人情報の取扱い）の認証を受けていること。

※ 生徒の個人情報とは、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）（文部科学省）「図表7 重要性分類に基づく情報資産の例示」に記載されている項目を指す。
- ⑪ 利用者データは、暗号化された状態で運用されていること。

⑫ 提供するアプリにおいて次表に示す数のアカウントを発行すること。

校種等	本事業に参加 する学校数 (モデル校)	モデル校 生徒	モデル校 教員	県職員	合計
中学校・ 義務教育学校	5校	1,108	15	0	1,123
高等学校	4校	532	9	0	541
県教育委員会	—	0	0	2	2
合計	9校	1,640	24	2	1,666

※ 県職員に対しては、操作の確認ができる生徒用アカウント及び各モデル校の管理画面にアクセスできる管理者用アカウントの両方を提供すること。

※ 生徒数等の増減に応じ、アカウントの数に1割程度の範囲で変更が生じる場合がある。

⑬ 有害な内容（暴力、憎悪、性的、自傷行為等）を生徒が質問したり発話したりした場合には、フィルタリングにより除外する、または回答しない等の対応をすること。

(イ) 機能要件

次に示す各利用者向けの機能を備えていること。

【生徒向け機能（スピーキングに関すること）】

- ① 生成A Iによる対話機能を有していること。
- ② 生徒が自身のC E F Rレベル等に応じて、生成A Iの対話レベルを選択可能であること。
- ③ 生成A I音声の発話スピードを生徒自身が調整可能であること。
- ④ 生徒が自身の発話の記録、学習状況や課題ごとの得点や評価について、任意の期間を指定して閲覧可能であること。
- ⑤ 生徒の発音・発話に対する生成A Iによるフィードバック機能を有すること。
- ⑥ 生徒の発話を文字起こしするなど、発話を可視化する機能及び生徒が発話した音声の録音及び再生機能を有していること。
- ⑦ 生徒の発話について、表現の正確さ、発語数、対話のターン数及び対話の継続発展の測定又は評価が可能であること。
- ⑧ 生徒の発表について、表現の正確さ、発語数、文の数及び論理構成の測定又は評価が可能であること。

【生徒向け機能（ライティングに関すること）】

- ① 生徒が自身の記述の記録、学習状況や課題ごとの得点や評価について、任意の期間を指定して閲覧可能であること。
- ② 生徒の記述に対する生成A Iによるフィードバック機能を有すること。

- ③ 生徒の記述内容について、表現の正確さ、記述語数、文の数及び論理構成の測定又は評価が可能であること。

【教員・県職員向け機能】

- ① 言語活動の目的、場面、状況等に応じたスピーキング及びライティング課題を選択し配信できるとともに、教員自身が独自に作成し配信できること。
- ② 指定したスピーキング及びライティング課題をクラス単位等で個別に配信できる機能を有すること。
- ③ 生徒の記述に対する生成AIからのフィードバックの内容等を教員が調整可能であること。
- ④ 生徒の利用時間や課題の取組状況を指定した期間、グループ単位及び生徒個別で表示可能であること。
- ⑤ 生徒が録音した音声及び発話内容、記述を任意の期間を指定して確認可能であること。
- ⑥ スピーキング課題及びライティング課題での生徒の発音・発話や記述に対する生成AIによるフィードバック内容を任意の期間を指定して確認可能であること。

(ウ) アプリ提供に係るその他の要件

- ① アプリの初期構築完了後、本稼働の3開庁日前までに発注者の実施する動作及び機能確認に係る検査を受けること。

なお、検査の細目については、別途協議の上決定する。

- ② 障害発生時には、夜間・休日を除き次の対応を行うこと。

なお、夜間休日に障害が発生した場合も早期の対応に努めること。

項目	設定値	実現方法等
一次通知	1時間以内	障害の事象発生時から県教委が指定するメールアドレス宛に障害の発生を通知するまでの時間とする。
二次通知	3時間以内	障害の事象発生時から県教委が指定するメールアドレス宛に、障害の復旧予定日時または回避策を通知するまでの時間とする。
データの復旧	6時間以内	障害により紛失したデータについて、その他のデータに影響を与えることなく、障害発生の直前のバックアップデータを利用して、復旧すること。

- ③ 受託者は、本業務を確実に実施するための組織的な体制を整え、各担当の役割と責任、障害発生時の対応やその連絡方法など、サポート体制を明確にし、体制表（任意様式）を契約締結後1週間以内に発注者に提出すること。

- ④ 円滑にアプリが利用できるように、操作マニュアル等を提供すること。
- ⑤ 次の要件を満たすカスタマーサポートが提供されていること。
 - ア 県職員及び教職員がシステムの操作方法等の問合せができるように、電話によるヘルプデスクを設置すること。ヘルプデスクの対応は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 78 号）に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までとすること。
 - イ 電子メールや Web フォーム等による問合せに対応できる体制を整えること。
- ⑥ モデル校からの質問、相談事項及び回答内容については発注者へ情報共有すること。
- ⑦ サービス開始後に生徒及び教員等が入力した情報については、契約終了後速やかに全て消去し、復元不可能な状態にすること。

(2) 県職員及びモデル校の教員への研修の実施

- ア 発注者が実施するモデル校の教員を対象とした研修（6月上旬に1回実施予定）において、各モデル校の教員に対し、アプリの機能や操作方法について必要な説明を行うこと（オンラインでの説明も可とする。）。
 - 研修は、県職員及びモデル校の教員の 30 名程度を予定しており、研修参加者は広島市内の研修会場に集合し、実施する予定である。
 - また、研修時間は数時間程度を予定している。
- イ 説明資料は発注者と協議の上、作成し、研修の 3 開庁日前までに発注者に提出し、承認を受けること。

(3) モデル校の生徒の活用状況及び発話・記述記録等の提供

発注者と月 1 回、オンラインでアプリの活用状況や障害の発生状況について打ち合わせを行うとともに、3 (1)ア(イ)の機能により蓄積したデータをエクセルファイルにより発注者に情報提供すること。

(4) 実証研究のための資料収集及び提供

- ・ 文部科学省への実証研究成果報告に向け、契約期間の終了前に、発注者の求めに応じて、3 (1)ア(イ)の機能により蓄積したデータをエクセルファイルにより発注者に情報提供すること。
- ・ 契約締結後 1 か月以内及び令和 8 年 12 月末日までに、アプリの機能により C E F R レベル等による生徒の英語力を測定し、測定結果を発注者へ提供すること。

4 スケジュール

6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
アプリ導入準備	モデル校へのアプリ提供						
各モデル校のアプリ活用状況、発話及び記述の記録の情報提供							

●研修 実施	活用事例の情報提供、オンライン（月 1 回程度）での連携						

5 その他

受託者が各モデル校に送付するものは、事前に発注者に対して送付又は共有すること。

その他、この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、発注者と協議・合意の上、別途定める。